



文化 花 咲かそう推進プラン

— 岸和田市文化振興計画 —

Culture and Art Promotion Plan

平成 27 年 9 月

岸 和 田 市

Kishiwada City

はじめに

本市では、平成 25 年 4 月 1 日に「岸和田市文化振興条例」を施行し、同条例第 7 条の規程に則り、このたび「文化 花 咲かそう推進プラン-岸和田市文化振興計画-」を策定しました。このプランは、条例で定めた内容を具体化するとともに、本市の文化振興の推進に関する施策を総合的に推進していくための指針となるものです。

本市では市民が主体となり、様々な文化活動が行われており、本市の文化行政を支える大きな役割を担っています。文化とは市民自らが育み、いつくしみ、豊かな地域に貢献する大きな糧になるべきであると思っております。

このプランにより、現在実施している各文化振興に関する施策に加え、未来に向けて新しい取組みを整理するとともに、文化の花を咲かす取組みを推進してまいります。そのためには市民、団体、そして市がお互いに力を合わせていく必要があります。未来を担う子どもたちにより多くの文化に触れ、体験する機会を提供し、文化の持つ力、またそれを支える市民の力を結集し、岸和田の個性や魅力をしっかりと発揮してまいりたいとの決意をあらたにしております。引き続き市民、団体の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定にご尽力いただいた第 9 期岸和田市文化振興審議会委員の皆様をはじめ、岸和田市文化振興計画懇話会の皆様、また市民アンケートにご意見をいただきました皆様に心から厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 9 月

岸和田市長 信貴 芳則

はじめに

第1章 プラン策定に当たって

1. プラン策定の趣旨	・・・	2
2. 文化の定義	・・・	3
3. プランの位置づけ	・・・	4
4. プランの期間	・・・	5
5. プラン策定の体制	・・・	6

第2章 岸和田市における文化の現状と課題

1. 岸和田市の文化の背景とあゆみ	・・・	8
2. 文化振興の現状と課題	・・・	9

第3章 プランの基本的な考え方

1. 文化振興の意義	・・・	26
2. 文化活動の形態と振興の在り方	・・・	26
3. 文化の担い手と役割	・・・	27

第4章 文化振興の目的とプランの体系

1. 基本理念	・・・	30
2. 基本目標	・・・	31
3. 施策体系	・・・	32

第5章 施策の推進

基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む	・・・	34
基本目標Ⅱ 輪を広げる	・・・	36
基本目標Ⅲ まちの魅力を高める	・・・	38
基本目標Ⅳ 未来へつなぐ	・・・	40

第6章 文化施設、公共施設

1. 文化施設の位置づけ	・・・	44
2. 浪切ホール、文化会館、自泉会館の役割	・・・	44
3. 公共施設の活用	・・・	47

第7章 評価・進行管理

1. 計画の評価	・・・	50
2. 文化振興審議会	・・・	50
3. 庁内文化振興連絡会議の設置	・・・	51
4. 浪切ホール・自泉会館指定管理者との連携・協力	・・・	51
5. 数値目標の設定	・・・	51

第8章 資料編

第 1 章

プラン策定に当たって

1. プラン策定の趣旨

本市は、海から山まで四季折々の美しく豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある城下町として、勇壮で優美なだんじり祭をはじめ、地域に根ざした伝統行事が地域住民の結束を育み、市民自らが主体となった地域文化が創造されてきています。

私たちは、これらの誇るべき文化を先人から継承し、将来に向けてさらに発展させていかなければなりません。

地域文化とは、人々との関わりや、風土の中で生まれ、育まれ、受け継がれてきたものであり、その地域やそこに暮らす人々の特性や個性を構成する重要な要素となっているものです。

しかし、都市化や情報化社会の進行、少子高齢化の到来による社会的問題の発生や市民ニーズの多様化などの中で、地域文化の担い手の確保が難しくなっています。

そのような中で、子どもたちの感性を磨き、生きる力を育む教育や都市魅力の創出などにおいて、地域文化の持つ力と価値が見直されつつあります。

平成 13 年 12 月、国において文化芸術の基本法制の根幹をなす「文化芸術振興基本法」（参照：第 8 章資料編）が制定され、以降 26 都道府県において文化振興のための条例の制定（出典：文化庁「地方における文化行政の状況について（平成 23 年度及び平成 24 年度）」より）が進み、大阪府においても平成 17 年に「大阪府文化振興条例」が施行されました。

さらに国においては、平成 23 年 2 月 8 日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」が閣議決定され、文化芸術の振興は国家戦略として掲げられています。さらに、平成 24 年 6 月には、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されました。

本市においても、それらの文化振興に関する国・府の状況を踏まえ、平成 25 年 4 月に文化振興における基本原則や市民や団体、市の役割を定めた「岸和田市文化振興条例」（参照：第 8 章資料編）を制定したところです。

今般、岸和田市文化振興条例に基づき、誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田の実現を図るため、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのプランを策定することとしたものです。

2. 文化の定義

平成13年の「文化芸術振興基本法」を受け、翌年、閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では「文化とは、最も広くとらえると、人間が自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する」としています。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という側面から、「豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとともに、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。」と整理されています。

このように、文化は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する何物にも代え難い心のよりどころとなるもので、すべての人々の社会的財産です。

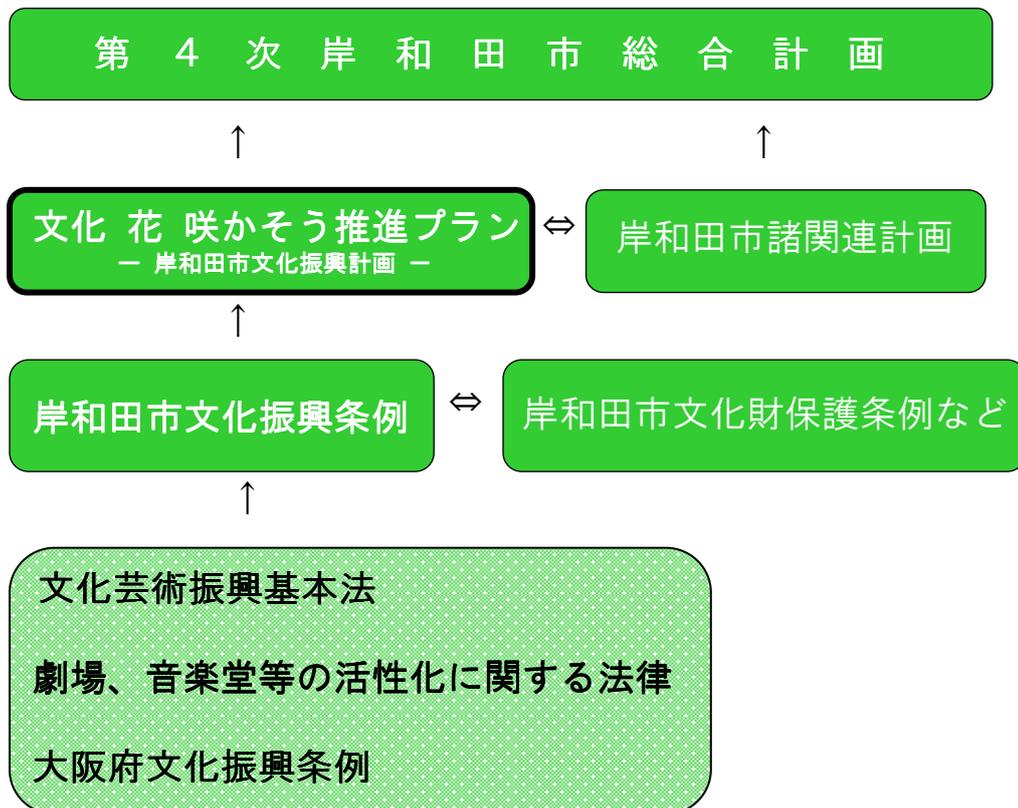
本市では、文化振興条例において、「文化の範囲」を「文化芸術振興基本法」に例示されている文化芸術を基本とし、これらを振興することで、心豊かな岸和田市のまちづくりを積極的に推進していくこととしています。

ただし、文化は多様なものであり、また、時代により変化していくものです。そのため、このプランでは文化振興条例が範疇とする文化芸術を基本としつつも、それを取り巻くさまざまな資源・財産をも含めた、総合的な文化活動の振興を図っていくこととしました。

3. プランの位置づけ

本プランは、岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）で定めた、基本目標「生きがい創造する」、目標を達成する「生涯にわたって能力を伸ばすことができる」、目指す成果である「多くの市民が豊かで創造性のある芸術文化に親しんでいる」と示されている施策を踏まえ策定するプランです。

また、本プランは、「文化芸術振興基本法」第4条（「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する義務を有する。」）及び「岸和田市文化振興条例」第7条（「市長は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化振興計画を策定する。」）に基づくプラン（計画）として位置づけています。



4. プランの期間

本プランの期間は、平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間に重点的な施策推進期間とし、平成 35 年度からの取り組みにつなげていくこととします。プランについては、文化国際課で定期的に計画の検証・評価を行うとともに、有識者と市民で構成する文化振興審議会において点検するものとします。また、社会状況の変化やプランの進行状況などをふまえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

「文化 花 咲かそう 岸和田市」

文化の花を咲かすには、種「きっかけ」⇒芽「はぐくみ」⇒花「ひらく」⇒実る「広げる・つなぐ」の一連の活動が必要です。そして、再び種が土に根付くように、巡回するサイクルになるようにならねばなりません。

このプランでは、平成 34 年度までを特に重点的な目標期間とし、平成 35 年度からの実りにつなげる、下記の目標期間を設定しています。

種「きっかけ」の期間・・・平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間

芽「はぐくみ」の期間・・・平成 31 年度から平成 32 年度の 2 年間

花「ひらく」の期間・・・平成 33 年度から平成 34 年度の 2 年間

実る「広げる・つなぐ」・・・平成 35 年度から

5. プラン策定の体制

◆ 市民意識の把握 ◆

岸和田市文化に関するアンケート調査

◆調査対象

- ①一般市民 1,000 人
- ②文化活動実践者 50 人
- ③文化団体 160 団体
- ④学校教育機関 ・ 公立幼稚園 23 園・私立幼稚園 3 園
・ 公立小学校 24 校・公立中学校 11 校
- ⑤保育関係機関 ・ 公立保育所 14 所・民間保育所・園 22 所・園

◆調査目的

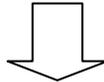
市民の文化に関する意識、文化活動の現状や活動の意向を把握し、プラン策定の基礎資料とする。

市民懇話会の設置

文化活動団体からの推薦者 11 名、公募委員 3 名

◆設置目的

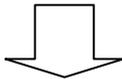
さまざまな活動を行う方々が直接的な意見を交換し、市の文化振興を図る上での可能性や方向性を探る。



◆ 庁内検討体制 ◆

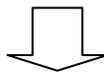
- ・文化国際課・・・アンケート結果の取りまとめや計画素案の策定
- ・文化振興計画策定庁内連絡会議（関係部課長による計画素案の調整）
- ・文化振興計画策定庁内作業部会（関係課職員による計画素案を検討）
- ・政策調整会議・政策決定会議（プラン案審議・承認）

プラン案の提案

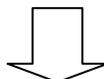


意見・審査

第9期文化振興審議会



パブリックコメントの実施



「文化 花 咲かそう推進プラン 岸和田市文化振興計画」の策定

第 2 章

岸和田市における文化の現状と課題

1. 岸和田市の文化の背景とあゆみ

岸和田市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪の中心から約 20 km、関西国際空港から約 10 kmの距離にあります。北東を和泉市と忠岡町、南西を貝塚市、西北は大阪湾を望み、南東は葛城山で和歌山県に接しています。市の面積は 72.55 km²（平成 26 年 10 月 1 日時点）であり、人口は 199,234 人（平成 22 年国勢調査より）となっています。

市域は、海から山にかけての長い形状になっており、臨海部、平野部、丘陵部、山地部に区分されています。豊かな自然と穏やかな気候により、水産物や農産物にも恵まれ、また、多くの歴史的遺産があります。

大阪湾に臨む中心市街は寛永年間（17 世紀初め）以降、岸和田藩岡部氏の城下町として発展し、大阪南部の経済・文化の中心的な役割を果たしてきました。幕末期の嘉永 5 年（1852 年）には、岸和田藩講習館が創設され、その翌年には、吉田松陰にも少なからず影響を与えた、有名な儒者である相馬九方（そうまきゅうほう）が教官に招かれています。彼の指導により、明治期に活躍する多くの人材が育てられています。

明治期には、同志社大学の創始者である新島襄の影響を受け、士族の授産事業として始められた岸和田レンガは、同志社大学のレンガ建築物や琵琶湖疏水など、各地の歴史的な建造物に採用されています。その後の明治中期以後の綿紡織工業の開発とともに、岸和田市を中心とした一帯は、一大工業地帯として発展し、大正 11 年には、府内で 3 番目に市制が施行されました。

終戦間もない昭和 24 年、岸和田市文化祭が開催され、翌年には、公募展である市展の開催が始まるとともに公民館が開館するなど、市民を中心とした地域文化活動が盛んに行われるようになりました。昭和 50 年代になると全国各地に文化会館・ホールの建設が進み、本市においても昭和 59 年に文化会館、通称マドカホールが開館しています。特に、マドカホールは、市民がホールの構想・設計の段階から意見を出し、関わりながら建設されたもので、オープン後も催しの企画・運営を市民団体による運営委員会が主導して行い、行政はそのサポートを行うという市民参加型の公共ホールとして運営されるなど、先駆的な存在として注目を集めました。また、指定管理者制度もない平成 3 年 5 月に公共施設である自泉会館の管理と運営を岸和田市市民文化事業協会に委託したことが高く評価され、全国の公共文化施設の関係者の間では、この運営形態が「岸和田方式」と呼ばれ、「東の水戸、西の岸和田」（注）と称されたほど、注目を集めました。

注）平成 3 年徳島で開催された「第 1 回全国文化の見えるまちづくりフォーラム」において大阪文化団体連合会事務局長が発言した言葉。水戸市は、水戸芸術館が芸術監督制を導入し一流のアーティストによる公演を発信する運営を行うなど、岸和田市と対照的な行政主導の文化振興施策として紹介された。

2. 文化振興の現状と課題

(1) 文化振興の現状と課題

本市では、文化団体や文化活動の実践者などが加盟する岸和田市文化協会、岸和田文化連絡協議会、岸和田文化事業協会の3つの文化団体及び公民館などを活動拠点とする多様な文化団体や市民が、それぞれ自発的に、そして活発的に文化活動を展開しています。主たる活動と発表の場としては、浪切ホール、文化会館（マドカホール）、公民館、市民センターなどとなっており、特に平成14年に、総合的な文化拠点施設としての浪切ホールが開設したことにより、鑑賞機会の飛躍的な充実と多様性が広がっています。

さらに、文化活動を推進する民間ホールなども開設されるなど、身近な場所での活動拠点も整備されつつあります。

その一方で、急速に進む少子・高齢化により、文化活動を担う人材が減少し、伝統的な祭りや伝統芸能などの継承が危ぶまれるとともに、各文化団体においても、活動の軸となる人材の高齢化、後継となる人材の育成などの課題に直面しています。

誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田の実現を図っていくためには、次代の文化を担う人材の育成が急務となっています。

本市は、城下町としての伝統や歴史的景観、多くの文化財や豊かな自然に囲まれていることで、多くの市民が文化的なまちだと感じています。

しかしながら、実際に演奏や絵を描く、創作などの創造活動を行っている市民は少数にとどまっています。

その背景として、文化活動の中心となるべき年齢層の多くの市民が、就労・子育て・介護など、家庭を取り巻く問題に直面することに加え、市内で行われている文化活動に関する情報が、効率的に発信されていないことも大きな原因となっています。

今後、一人でも多くの市民が文化への理解を深め、その活動に触れ、参画していくために、身近な活動状況などについても、広報紙だけでなく、さまざまな媒体を通じて必要な情報を入手できるシステムを構築するなど、各文化団体や行政が行う文化活動の効果が市民及び市域全体へと広げ、文化活動を振興していく環境づくりを推進していく必要があります。

また、次世代を育成するためには、幼少期から文化への興味や関心を醸成するとともに、世代を通じた切れ目のない触れ合う機会を提供していくことが必要です。

特に子どもたちが地域の中で文化活動を通じて、さまざまな体験や交流を深めることにより心の豊かさや感性、生きる力を育むことは、将来の大きな力となり、地域の担い手になることにもつながるものです。

本市においては、子どもたちの健全な成長を育む重点的な文化施策の展開が期待されています。

(2) 岸和田市文化に関するアンケートからみる文化・芸術活動の現状と意識

①アンケート調査の目的

本プランの策定に当たり、市内在住の市民、市内で活動している文化団体、ならびに市内にある子どもが所属する機関(保育所・園、小中学校)に対し、実施している文化活動の現状や活動の意向を把握し、プラン策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

②アンケート調査実施概要

(調査地区)

大阪府岸和田市

(調査対象・配布数・回収結果)

■市民向けアンケート…1,050人…318/1,050 (回収率 30.29%)

【内訳】16歳から75歳までの男女 1,000人…297/1,000人(29.7%)

岸和田市住民基本台帳(平成25年10月1日現在)から、小学校区・男女比・年齢7層にわけおおまかに均等に抽出した1,000人

文化団体経由で依頼した文化活動実践者 50人…21/50人(42%)

■文化団体向けアンケート…160団体…112/160 (回収率 70%)

【内訳】育成団体 3…2/3 (66.7%)、文化祭参加団体 34…25/34(73.5%)、文化会館教室 10…6/10(60%)、文化会館事業協力者・団体 30…16/30 (53.3%)、マドカ合唱祭参加団体 23…16/23(69.6%)、公民館クラブ活動 60…47/60(78.3%)

■学校教育関係向けアンケート…61校・園…50/61 (回収率 81.9%)

【内訳】公立幼稚園 23…17/23(73.9%)、私立幼稚園 3…3/3(100%)、公立小学校 24…20/24(83.3%)、公立中学校 11…10/11(90.9%)

■保育関係向けアンケート…36所・園等…20/36 (回収率 59.75%)

【内訳】公立保育所等(注) 14…11/14(78.6%)、民間保育所・園 22…9/22(40.9%)

(注:いながわ療育園、パピースクール、子育て支援センターさくらだい を含む)

(実施時期)

平成25年11月～平成26年1月

③岸和田市の印象について

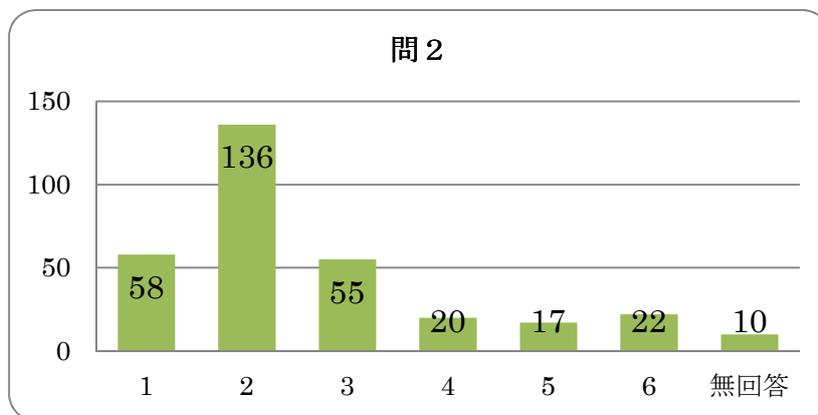
岸和田市の印象として、「文化的である」、「ある程度文化的」との回答が多くなっており、「伝統的な祭り、行事への市民参加が盛ん」、「まちなみや景観など文化的な雰囲気が残る」、「文化財等の歴史遺産や古い町並みが保存されている」などを理由としています。

逆に文化的でないと考えている市民は、「良質な文化・芸術のイベントの開催が少ない」、「まちなみや景観など文化的な雰囲気を感じさせない」、「市民の文化・芸術活動が活発でない」、「文化・芸術に関する情報が得られにくい」などを理由としています。歴史や伝統を受け継ぎ継承していくことに加え、さまざまな文化・芸術活動を振興していくことが求められています。

アンケート抜粋

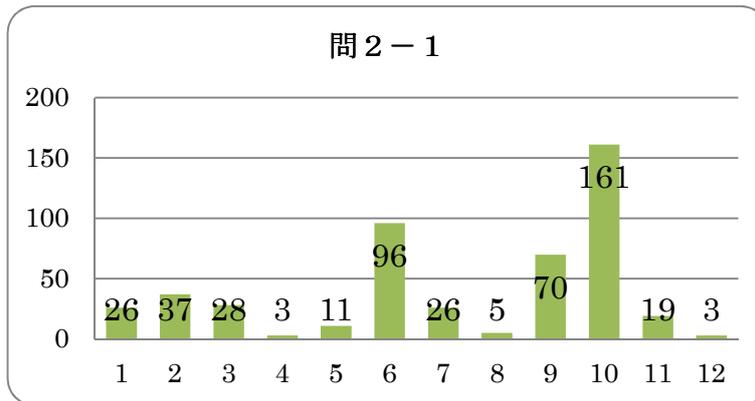
問2 あなたは、岸和田市を文化的なまちだと思いますか。

- 1 文化的である
- 2 ある程度文化的である
- 3 あまり文化的でない
- 4 文化的でない
- 5 どちらとも言えない
- 6 わからない



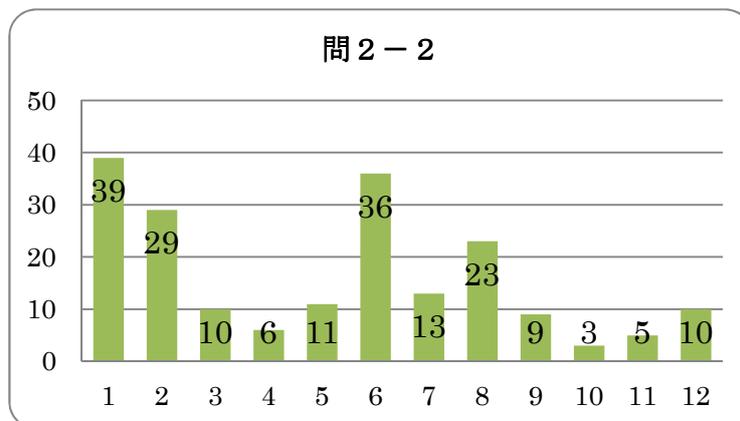
【問2-1】(問1で「1 文化的である」、「2 ある程度文化的である」とご回答いただいた方のみ、お答えください。) それは、どういった理由からですか。次の中から最大3つまで選んでお答えください。

- 1 良質な文化・芸術のイベントが多数開催されている
- 2 市民の文化・芸術活動が盛ん
- 3 文化団体の自主的な活動が盛ん
- 4 文化・芸術活動に対する企業の支援・協力が得られる
- 5 文化・芸術活動に対する行政による支援・協力が得られる
- 6 まちなみや景観など文化的な雰囲気がある
- 7 文化・芸術活動を行う施設が充実している
- 8 文化・芸術に関する情報が得やすい
- 9 文化財等の歴史遺産や古い町並みが保存されている
- 10 伝統的な祭り、行事への市民参加が盛ん
- 11 伝統芸能が保存されている
- 12 その他(具体的に: _____)



【問2-2】（問2で「3 あまり文化的でない」、「4 文化的でない」とご回答いただいた方のみ、お答えください。）それは、どういった理由からですか。次の中から**最大3つ**まで選んでお答えください。

- 1 良質な文化・芸術のイベントの開催が少ない
- 2 市民の文化・芸術活動が活発でない
- 3 文化団体の自主的な活動が活発でない
- 4 文化・芸術活動に対する企業の支援・協力が得られない
- 5 文化・芸術活動に対する行政による支援・協力が得られない
- 6 まちなみや景観など文化的な雰囲気を感じさせない
- 7 文化・芸術活動を行う施設が充実していない
- 8 文化・芸術に関する情報が得られにくい
- 9 文化財等の歴史遺産や古い町並みが少ない
- 10 伝統的な祭り、行事への市民参加が盛んでない
- 11 伝統芸能の保存・周知が十分でない
- 12 その他（具体的に： _____）



④文化・芸術活動へのかかわりについて

ほとんどの市民が、日常生活の中で文化・芸術の鑑賞をしたり、ご自身で創造する活動を行うなど文化に触れることは大切なことだと考えています。

しかしながら、公演や映画、美術作品などの文化・芸術を直接鑑賞していない、また、演奏や演じる、創作するという文化・芸術の創造活動を行っていない市民も多数存在し、理由として「時間的余裕がない」、「魅力ある公演や展覧会などが少ない」、「入場料や交通費などの負担が大きい」、「公演や展覧会に関する情報が少ない」ことをあげています。

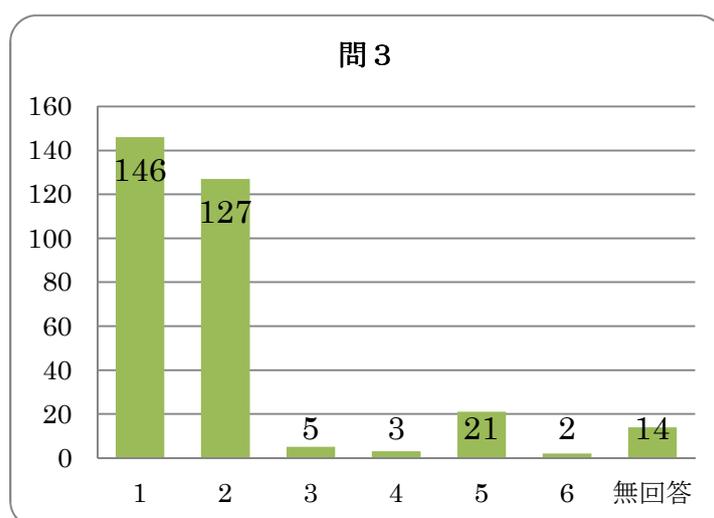
文化活動は、男性や女性、子どもや高齢者などそれぞれの興味や関心が異なることから、それぞれの対象にあった取り組みや広報の方法について検討していくことが求められています。

また、入場料や交通費、会費、受講料などの負担も阻害要因となっており、それらに配慮した取り組みの検討も求められています。

アンケート抜粋

【問3】あなたは、日常生活の中で文化・芸術の鑑賞をしたり、ご自身で創造する活動を行うなど文化に触れることは、大切なことだと思いますか。次の中から**12**選んでお答えください。

- 1 大切である
- 2 ある程度大切である
- 3 あまり大切でない
- 4 大切でない
- 5 どちらとも言えない
- 6 わからない



⑤文化・芸術活動の推進を図るための施策について

誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田の姿として、「子どもたちが文化・芸術に触れ、創造性や感性が育まれていること」、「絵画や演劇、音楽など文化・芸術を鑑賞する機会が多いこと」、「歴史や伝統に根ざした文化・芸術が受け継がれ発展していること」を多くの市民がイメージしています。

そのために市民がすべきこととして、「子どもたちに文化・芸術の楽しさや大切さを教えること」と考えている市民が最も多く、そのほか「文化・芸術の鑑賞を行うこと」、「文化・芸術に関する情報を紹介・提供すること」が必要であると考えています。

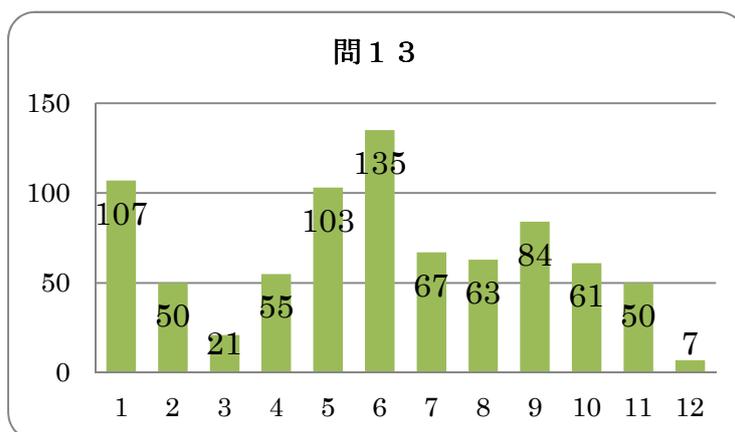
一方、行政に求めることとして、「子どもたちが文化・芸術に触れる機会を充実すること」と考えている市民が最も多く、そのほか「良質な文化・芸術の公演・展覧会を実施すること」を求めています。

浪切ホールを中心とした鑑賞機会の提供とともに、文化会館、各公民館などの公共施設や保育・教育現場などでの子どもたちへの文化・芸術に触れる取り組みの充実が求められています。

アンケート抜粋

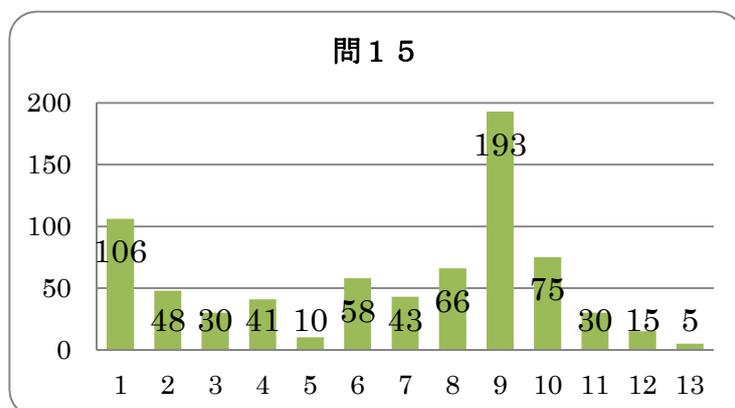
【問13】あなたがイメージする「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」とは、どのようなものですか。次の中から**最大3つ**まで選んでお答えください。

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 絵画や演劇、音楽など文化・芸術を鑑賞する機会が多いこと |
| 2 | 市民それぞれが活発に文化・芸術の創造活動や発表を行っていること |
| 3 | 多くの芸術家が住み、活動の拠点としていること |
| 4 | 若い芸術家が生まれ、育っていくこと |
| 5 | 歴史や伝統に根ざした文化・芸術が受け継がれ発展していること |
| 6 | 子どもたちが文化・芸術に触れ、創造性や感性が育まれていること |
| 7 | 高齢者や障害者などが、さまざまな文化・芸術に触れる機会が充実していること |
| 8 | 市外からも多くの人々が文化・芸術を楽しむために訪れていること |
| 9 | 文化・芸術をきっかけとして、人々のつながりが生まれていること |
| 10 | 福祉・教育・まちづくりなど、さまざまな政策に文化・芸術が活かされていること |
| 11 | 文化・芸術の活動を行う施設が充実していること |
| 12 | その他（具体的に： _____) |



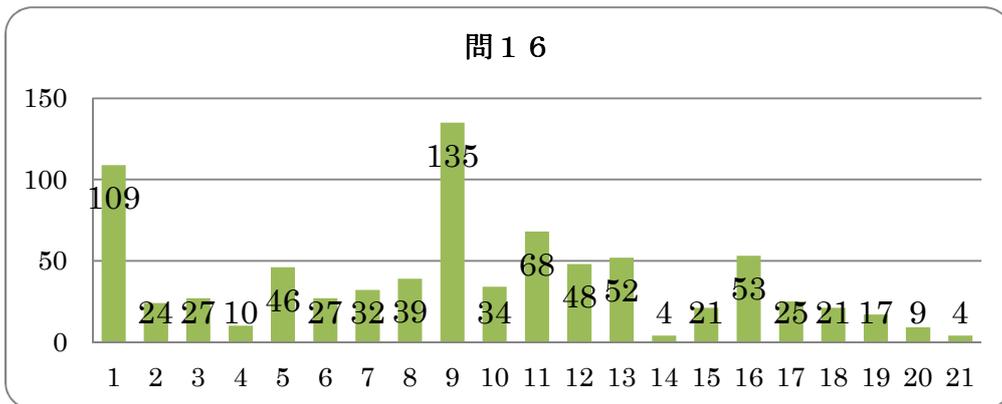
【問 15】 あなたは、文化・芸術の振興のために、市民は、どのようなことをすべきだと思いますか。
次の中から重要と思われるものを**最大3つ**まで選んでお答えください。

- | | |
|----|---------------------------|
| 1 | 文化・芸術の鑑賞を行うこと |
| 2 | 文化・芸術の創造活動に取り組むこと |
| 3 | 文化・芸術の成果を発表すること |
| 4 | 文化・芸術活動の教室等を開くこと |
| 5 | 文化振興を目的とした資金提供や募金に取り組むこと |
| 6 | 文化・芸術に関する催しを企画すること |
| 7 | 文化・芸術の催しにボランティアで参加すること |
| 8 | 文化財や伝統芸能の継承活動を行うこと |
| 9 | 子どもたちに文化・芸術の楽しさや大切さを教えること |
| 10 | 文化・芸術に関する情報を紹介・提供すること |
| 11 | 市に対して意見や要望を出すこと |
| 12 | わからない |
| 13 | その他（具体的に： _____） |



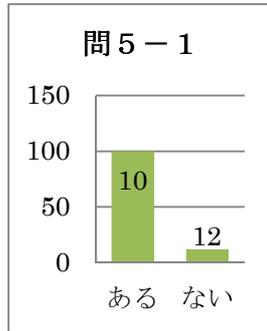
【問16】あなたは、文化・芸術の振興のために、行政（岸和田市）は、どのようなことをすべきだと思いますか。重要と思われるものを、次の中から**最大3つ**まで選んでお答えください。

- 1 良質な文化・芸術の公演・展覧会を実施すること
- 2 専門的な指導者を招へいし、文化・芸術のレベルアップを図ること
- 3 文化・芸術活動を支えるボランティアを育成すること
- 4 芸術家や市民団体、大学等の研究機関と協力すること
- 5 市民や団体が行う文化・芸術活動への資金面の支援を行うこと
- 6 文化・芸術活動の発表の機会を提供すること
- 7 文化・芸術に対する理解を深めるため、参加体験型事業などを行うこと
- 8 文化・芸術活動への市民の参加と交流の促進を図ること
- 9 子どもたちが文化・芸術に触れる機会を充実すること
- 10 高齢者・障害者が文化・芸術に触れる機会を充実すること
- 11 文化・芸術に関する情報を積極的に収集し、広く市民に知らせること
- 12 文化財等の歴史遺産や伝統行事を観光に活かすこと
- 13 文化・芸術活動のため、公共施設の有効活用を図ること
- 14 文化・芸術に貢献した市民や団体をたたえる顕彰制度を充実させること
- 15 国内外の他都市との文化・芸術交流を充実させること
- 16 福祉・教育・まちづくりなど、さまざまな政策における文化・芸術活動を促進すること
- 17 市民の意見や要望のための窓口を設置すること
- 18 文化・芸術に係る市の予算を確保すること
- 19 市民と行政とが意見交換を行う場を設定すること
- 20 わからない
- 21 その他（具体的に： _____）



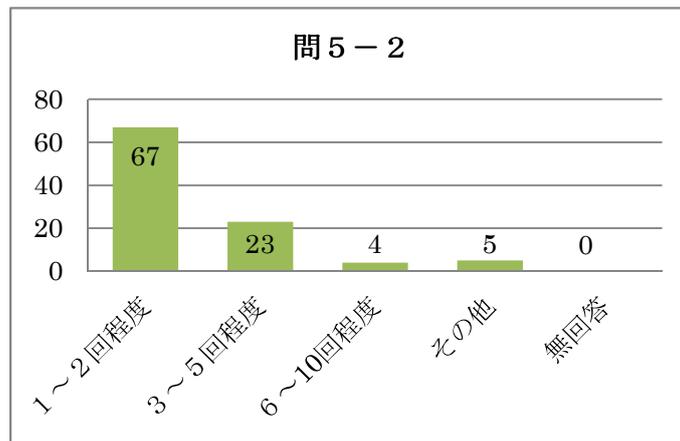
問5-1 団体の活動成果を市民等に発表する機会がありますか

1. ある → 問5-2へお進みください 2. ない



問5-2 団体の活動成果を市民等に発表する機会は、年に何回ありますか

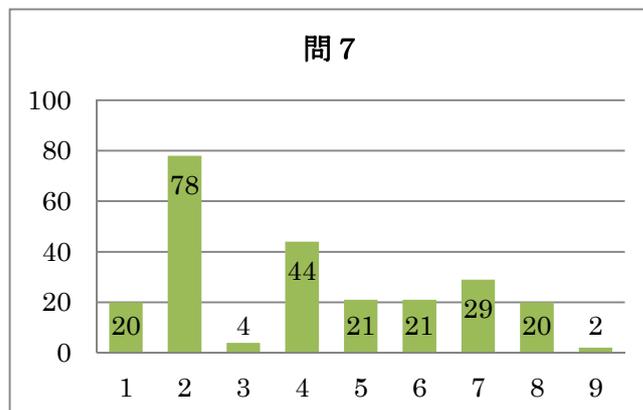
1. 1～2回程度 2. 3～5回程度 3. 6～10回程度 4. その他（ 回）



その他：2～3年に1回が1件、1年半～2年に1回が1件、1年に24回が1件

問7 団体の活動を行っていくにあたり、どのような課題をお持ちですか(3つまで○をしてください)

1. 活動資金の調達 2. 会員の確保・拡大 3. 組織体制の強化 4. 活動内容のレベル向上
 5. 活動場所の確保 6. 活動の成果を発表する場所の確保 7. 高齢化に伴う後継者不足
 8. 次代を担う人材育成 9. その他（ ）



⑦学校教育施設の活動状況

学校教育施設での文化・芸術活動は、公立幼稚園、私立幼稚園、公立小学校のほぼ全てが鑑賞事業や体験型事業に取り組み実施効果があると考えています。

ただし、中学校については、実施時間の確保などの問題により、約半数の学校で取り組みがされていません。

学校教育現場での鑑賞事業や体験型事業の取り組みの充実が求められています。

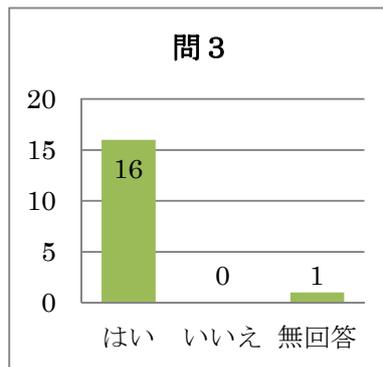
アンケート抜粋

【問3】所属児童を対象とした、芸術家・団体による芸術（音楽・演劇・舞踊・古典芸能・美術等）分野の鑑賞または体験事業を実施した貴校・園におたずねします。鑑賞事業・体験事業を実施している効果はありますか。また、その理由をお教えてください。

はい →（理由： ）

いいえ →（理由： ）

■公立幼稚園



はい →理由：*感性が豊かになる。

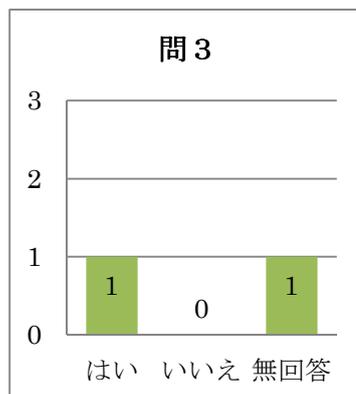
*本物の劇や音楽に触れる機会を持つことで心豊かになる。

*子どもが興味を持つ様子が感じられる。

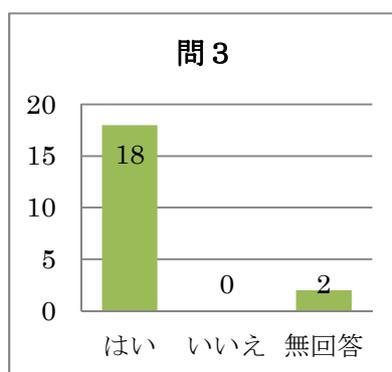
*本物の良さ・感動・メッセージなどがしっかり伝わる。

*目の前で直接見られることは大きな感動・・・など。

■私立幼稚園

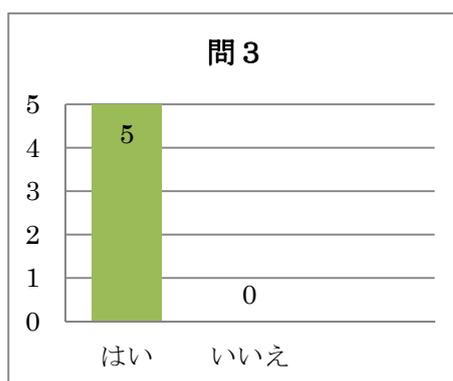


■公立小学校



- は い →理由： * プロの演奏や演劇を鑑賞することで、子どもたちに音楽や演劇の楽しさや素晴らしさを味わわせ、豊かな情操を育てることができる。
- * 事業内容に興味を持ち、意欲を持って教科に取り組むようになっている。また作品の内容に感動する気持ちが育ってきている。
- * 毎年異なる鑑賞団体、異なる分野の劇団を鑑賞、または体験・参加することで、芸術に感心・関心する心を持ったり、今年度からは伝統芸能の講師を招くことで、しの笛、太鼓の演奏が上達した。
- * 普段児童が経験・体験する機会の少ない文化的な作品を鑑賞することに意義を感じ、児童も楽しく鑑賞できているから。
- * 子どもたちにプロの生演奏や演劇を観せたい。・・・など。

■公立中学校

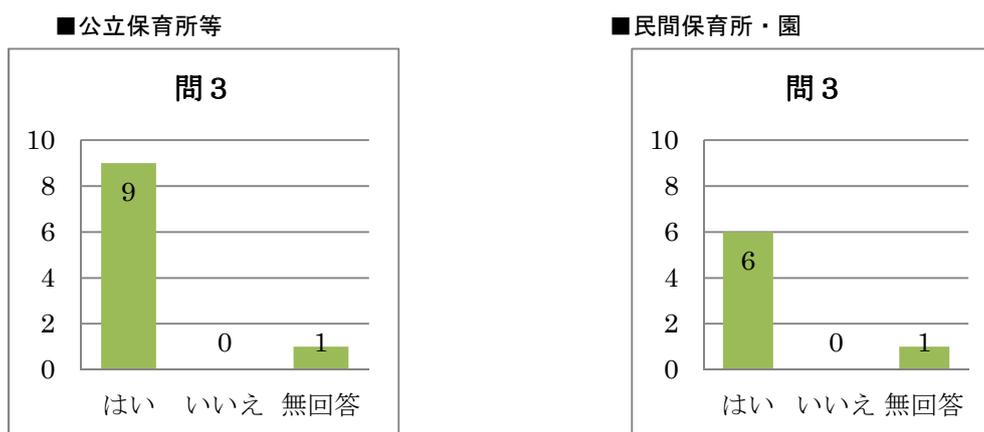


- は い →理由： * 生の舞台を見せることで文化発表会等、自分たちの劇をつくっていく時のためにもなる。
- * 質の高いものを鑑賞したならば、効果は考えられる。
- * 日頃触れることのない芸術を目の当たりにすることによって感性が刺激される。・・・など。

⑧保育施設の活動状況

保育施設での文化・芸術活動は、ほとんどの施設において、鑑賞事業や体験型事業に取り組み、実施効果があると考えています。ただし、事業実施に係る費用については、個人負担への配慮から比較的安価なものを中心となっており、出演料の捻出ができないことで取り組みができない施設も存在しています。

乳幼児期における文化・芸術に関する取り組みの充実が求められています。



はい →理由：* プロの実演を生で観る機会として、子ども達にとっては大切だと思います。

* 毎年の取り組みで子ども達も昨年より大きくなり、成長を感じられるものであり心に残るものであると思います。

* 保育の取り組みに活用し、子ども達の興味と関心を深めています。子ども達が目指すモデルになっていたりします。

* 文化的なものを鑑賞することで、劇あそびや劇づくりに生かすことができる子どもにとっても文化的なものに触れるきっかけとなり、いい経験である。

* 家庭から鑑賞に出かけるということがほとんど無い中で、良い文化に触れさせたい。・・・など。

第 3 章

プランの基本的な考え方

1. 文化振興の意義

人は、この世に生まれ、成長段階のなかで、音楽を聴く、歌う、踊る、描くなどを体験して成長していきます。これらは感受性を磨き、情操豊かな人間性をはぐくみ、精神的な豊かさを与えてくれます。文化とは、人に楽しさや感動、安らぎや生きる喜び、生きる力を与え、心豊かな生活を実現する上で、欠かすことができないものです。

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生し、多くの命が奪われ、今なお復興に向けて努力が続けられています。一定のライフラインが復旧した後、人々の傷ついた心を癒す、また生きる原動力となり、まちの再生につながるものとして、文化が果たす役割に期待されています。

文化を享受し、創造し、参加することは人々の生まれながらの基本的な権利であり、これを保障し、さまざまな分野や立場の人々が、互いを理解し、認め合いながら、命の大切さや多様な価値観を理解し、連携を図ることが重要です。

このことにより、一人ひとりが自己実現を図ることにより、まちへの愛着が芽生え、心豊かに感動をもって生活していける真に豊かな社会の実現につながります。

その具現のためには、人々が実際に生活する空間である「地域」において、文化活動が進められることが重要です。

また、文化を創作することで、都市の個性や魅力の向上が図られ、地域に潤いと活性化を与えるだけでなく、産業や観光に付加価値を与えるなど、新たな社会を創造していく力ともなるものです。

このため、市民の文化への理解を高め、確かな文化基盤を築いていくことにより、文化の振興を通じて岸和田市まちづくりビジョンが目指すまちの姿「元気あふれる躍動都市 岸和田」の実現に貢献していくものです。

2. 文化活動の形態と振興の在り方

文化活動には、創造・発表・鑑賞・参加という形態があります。

創造とは、描く、踊る、歌うなどの創造活動のことです。発表とは、表現の成果を発表する機会・場のことです。鑑賞とは創造活動の成果を広く周囲に知ってもらい、創造者の表現を受け止める機会・場のことです。参加とは、文化活動へのさまざまな関わり方のことです。直接、創造するだけでなく、裏方や指導、また支援することなども重要な文化活動です。

文化の振興に向けては、創造・発表・鑑賞・参加が一体的に展開され発展し、交流を促進できることが重要であり、さまざまな多様性や個性を尊重しながら、市民の文化活動を中心とした文化の振興を図っていくこととします。

3. 文化の担い手と役割

文化とは、行政のみが担うものではなく、なによりも一人ひとりがその意義を知り、自身の人生を豊かにする上において積極的な関わりをしていくことが必要です。

文化の振興は、行政、団体、市民が連携し、それぞれの主体に応じた活動の推進と役割を果たしていくことが期待されています。

(1) 市民の役割

現在及び将来にわたって、文化を享受し、創造し、参加し、文化的な環境の中で生きることは市民一人ひとりの願いであり、また、生まれながらの権利でもあります。

市民は、文化への関心を高め、その重要性を認識しながら、自らが文化を担う主体として、文化活動を行うよう努める必要があるとともに、文化活動を通じて文化の振興に積極的な役割を果たすことや、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努める必要があります。

(2) 団体の役割

本市の文化活動は、市民一人ひとりの主体的な活動によるものであると同時に、法人や文化団体及びその他の団体等多様な活動主体によって担われています。

また、独自の文化活動だけではなく、さまざまな分野の連合体として構成された中核的な文化団体による文化活動の展開も図られています。

さらに、指定管理者制度の導入により、公共施設の管理運営を通じて、民間企業による文化振興の参画も行われています。

団体は、広く市民の文化活動を支援するよう努める必要があるとともに、自らが文化活動を展開する場合には、その活動を通じて文化の振興に積極的な役割を果たすことや、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努める必要があります。

(3) 市の役割

市は、市民や多様な活動主体が行う文化活動の自主性を尊重し、場や機会の提供、情報の収集・発信、多様な活動主体との連携や協働の促進、文化施設の充実などの環境の整備に努めます。また、産業、観光、教育福祉その他分野における施策との連携に努めます。

また、本市にあるさまざまな文化資源の活用を進めながら、本プランを推進していく上での総合的な調整機能を担っていくものとします。

第 4 章

文化振興の目的とプランの体系

1. 基本理念

岸和田市文化振興審議会や、さまざまな組織体での意見交換、ならびに文化に関するアンケート調査の結果分析を踏まえ、文化活動を通じた未来を担う子どもたちの創造する力と生きる力、感性を育むことを最重点としつつ、多くの市民が文化に触れ創作活動を行うことで豊かな人間性をかんようするとともに、相互理解と交流の促進、地域の賑わいや魅力ある都市の創出など、地域に文化の花を咲かせることを目標とします。

そのため『誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田』を基本理念として掲げ、施策の推進を図ることとします。

誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田



2. 基本目標

このプランでは、基本理念である「誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田」を実現していくため、次の4つの基本目標により、取り組みを推進していきます。

基本目標 I

創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

乳幼児期から文化に触れる機会を創出するとともに、子どもたちの活動を推進します。

基本目標 II

輪を広げる

福祉、教育、まちづくりなど様々な施策に文化を活かす取り組みを推進するとともに、多くの市民が絵画や演劇、音楽などの鑑賞や創造を通じて人のつながりや交流を育む活動を推進します。

基本目標 III

まちの魅力を高める

歴史や文化財への理解の促進と活用や自然環境との調和を図り、各種イベントや文化施設の整備・充実により、文化の振興によるまちの魅力の創出を推進します。

基本目標 IV

未来へつなぐ

文化活動の担い手の育成や市内活動家の掘り起こしを図るとともに、情報の収集や発信機能の充実と文化振興基金の活用を推進します。

3. 施策体系

基本理念を実現するための4つの基本目標について、第4次岸和田市総合計画（将来構想）は次のように関連します。

基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

第4次岸和田市総合計画（まちづくりビジョン）将来構想	
将来構想	達成された姿
I-1 生きがいを創造する	1 生涯にわたって能力を伸ばすことができる
	2 誰もが活躍する場が増えている
I-2 次世代を育てる	3 子どもの個性や能力が育まれている
	4 岸和田の担い手が育っている
I-6 海から山までをつなげ、新しい価値と活力を創出する	3 1年中を通じて多くの人が岸和田を訪れ、市民と交流している

※ 文化振興条例第10条、第12条、第14条

基本目標Ⅱ 輪を広げる

第4次岸和田市総合計画（まちづくりビジョン）将来構想	
将来構想	達成された姿
I-1 生きがいを創造する	1 生涯にわたって能力を伸ばすことができる
	2 誰もが活躍する場が増えている

※ 文化振興条例第8条、第11条、第13条、第14条

基本目標Ⅲ まちの魅力を高める

第4次岸和田市総合計画（まちづくりビジョン）将来構想	
将来構想	達成された姿
I-1 生きがいを創造する	2 誰もが活躍する場が増えている
	3 郷土への愛着心が育まれている
I-6 海から山までをつなげ、新しい価値と活力を創出する	1 多彩な地域特性を活かした景観や拠点が形成されている
	3 1年中を通じて多くの人が岸和田を訪れ、市民と交流している
I-7 豊かな自然を未来につなぐ	1 海から山をつなぐ、水と緑のネットワークが機能している

※ 文化振興条例第8条、第10条、第14条

基本目標Ⅳ 未来へつなぐ

第4次岸和田市総合計画（まちづくりビジョン）将来構想	
将来構想	達成された姿
I-2 次世代を育てる	4 岸和田の担い手が育っている

※ 文化振興条例第12条、第14条、第15条、第17条

第 5 章

施策の推進

基本目標Ⅰ 創造する力と生きる力、感性豊かな子どもを育む

子どもたちの豊かな心を育てていく上で、文化は大きな力を発揮するものです。

本市の将来を担い、また、これからの文化活動の担い手としても期待される子どもたちが、優れた文化に触れ、充実した活動ができる環境を整備する必要があります。

特に、0歳児から就学前までの早い時期に重点的に文化に触れる機会を創出するとともに、小中学校などの教育機関や地域での取り組みを促進していくことは、子どもたちの創造する力や感性を育み、また、情操教育として、他者との関わりを学習し、生きる力を育むなど、成長期の子どもたちにとって大変重要なことです。

そのため、乳幼児期からの継続した取り組みを推進します。

1 就学前の子どもたちが文化に触れる機会の重点的な創出

- * 0歳児から就学前の子どもたちに対する体験や鑑賞機会を重点的に提供します。
- * ブックスタート事業などを通じて、家庭での取り組みの推進を図ります。
- * 保育所、幼稚園などの乳幼児に対する鑑賞や体験の機会の提供に努めます。
- * 妊婦や0歳児、乳幼児などが共に参加できる読み聞かせや鑑賞・体験の機会の提供に努めます。
- * 子どもたちの文化活動を支える子育て世代への理解の促進に努めます。

2 子どもたちに対する文化プログラムの充実

- * 子どもたちの発達段階やさまざまな心身の状況に対応した鑑賞事業や体験講座などの事業の充実に努めます。
- * 公民館、図書館、自然資料館など公共施設を活用し、親子や子どもたちを対象にした講座や事業を促進します。
- * 子育て世代が子どもとともに文化活動に参加できる機会の充実に努めます。
- * 地域の子どもたちと大人たちの交流機会の創出に努めます。

3 小中学校などの学校教育機関における文化事業の推進・充実

- * 子どもの読書習慣の定着を推進します。
- * 子どもたちが文化に直に触れることのできる機会の提供に努めます。
- * 子どもたちが日頃の創作活動の成果を発表し、また、お互いが鑑賞できる機会の提供に努めます。
- * 図書や楽器など学校での文化活動に必要な学校備品の充実に努めます。
- * 郷土の自然や歴史、産業や伝統文化などの郷土学習の推進に努めます。

4 地域と学校との文化交流の促進

- * 地域の伝統行事や学校行事など文化活動を通じた交流を促進します。
- * 地域ボランティアなどとの連携による体験学習などの交流を促進します。

5 子どもたちの文化活動への育成・支援

- * 岸和田市の文化の振興と青少年の育成を目的として結成された市の育成団体である岸和田市少年少女合唱団、マドカドラマスクールの活動を支援します。
- * 小中学校の音楽会や鑑賞事業の実施を推進します。
- * 保育所や幼稚園の鑑賞事業を支援します。
- * 府大会などへの出場に対して、リハーサル会場を提供します。
- * 市内中学校の文化に関するクラブ活動の発表会を支援します。
- * 青少年の創造や発表機会の創出に努めます。

6 国際交流の推進

- * 各姉妹都市・友好都市との青少年の相互交流を通じた異文化交流を推進します。

基本目標Ⅱ 輪を広げる

優れた文化との出会いは、心を豊かにするだけでなく、新たな情報や知識を与え、より充実した文化活動への原動力ともなるものです。また、文化の創造を通じて、自己表現できる喜びを与えるとともに、参加・交流のきっかけとしても大きな役割を果たすものです。文化事業への市民参加を促進するとともに、高齢者や障害者へも配慮し、多くの市民が文化活動を通じて、地域や仲間とのつながりや生きがいや育まれる環境の整備を推進していく必要があります。

地域の文化活動の活性化には、文化団体による独自活動の展開と団体相互の協働も大きな役割を果たします。各団体の持つノウハウや専門性を活かした文化活動が提供されることにより、多くの市民が文化に触れ合う機会の充実を図る役割を担っています。

また、行政施策に文化的な視点の導入を図るなど、部署を越えた連携・協働などを推進します。

1 発表・鑑賞機会の充実

- * 美術に関する分野の公募展である岸和田市市展の充実・発展に努めます。
- * 市の育成団体である岸和田市音楽団、岸和田市少年少女合唱団、マドカドラマスクールの定期演奏会や定期公演など、より多くの市民が鑑賞できる事業を推進します。
- * マドカ合唱祭や岸和田フレンドシップコンサートについて実行委員会と協働し、交流の推進や事業の充実・発展に努めます。
- * 岸和田市文化祭について、参加者の代表者で構成される文化祭実行委員会をサポートし、事業の充実・発展に努めます。
- * 公民館まつりなど身近な公共施設での発表機会の充実に努めます。

2 高齢者、障害者等の文化活動の充実

- * 高齢者趣味の作品展や障害児・者のためのふれあい作品展等について、市民への周知と出品者の確保に努めます。
- * 障害のある方の創造する機会を増やす事業展開を行います。

3 国内外の演奏家や芸術家による演奏会や展覧会の開催

- * 浪切ホール指定管理者の企画事業を中心として、優れた国内外の演奏会や、さまざまなジャンルの公演、展覧会の開催を推進します。

4 文化団体への支援

- * 特定のジャンルに限らずに包括的な取組みをしている岸和田市文化協会、岸和田文化連絡協議会、岸和田文化事業協会の活動を支援し、多くの市民が参加できる取組みを市と協働して推進します。

5 文化事業への市民参画

- * 実行委員会などの企画やスタッフなど側面での参加など、広く市民が参画できる文化事業の実施に努めます。

6 文化交流の促進

- * 文化活動をしている市民・団体、活動をしていない市民、また国内外などさまざまな組み合わせによる多様な交流の機会の創出に努めます。

7 生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化

- * 市民の創造活動や体験活動の中心的な役割を果たしている公民館を中心とした生涯学習を引き続き推進します。
- * 市民の生涯学習の成果が地域コミュニティの活性化につながるような事業展開を推進します。
- * 高齢者の生きがいの創出や青少年の健全育成など、地域で支えるコミュニティ活動の推進に努めます。

8 行政施策への文化的視点の導入と連携

- * 文化的な視点を考慮した施策の推進や施策間の連携による文化の振興に努めます。
-

基本目標Ⅲ まちの魅力を高める

本市には、数多くの文化財やだんじり祭や伝統文化、豊かな自然環境、そして、現在まで培われてきた市民による多彩な文化活動など、豊富な文化資源があります。これらを活用し、心豊かな文化のまちづくりにつながる環境を整備していく必要があります。

文化の振興は、市民一人ひとりのつながりを育むとともに、文化活動で得られる感動は地域を活性化させ、社会全体を明るくしたり、地域産業に付加価値を与えるなど、まちの魅力が高まることで、新たな特色あるまちを形成していく力を持っています。

このような文化の力を活かしたまちづくりを推進します。

1 歴史や文化財等への理解の促進と活用

- * 地域の歴史や文化財等への理解を促進し、地域の魅力向上につながる取り組みの推進に努めます。
- * 子どもたちにも、地域の歴史や文化財に親しみが持てる環境の整備に努めます。
- * 地域の歴史に関する取り組みや文化財を活用した文化事業の取り組みに努めます。
- * 濱田青陵賞（注1）の周知や理解への取り組みを推進します。

2 伝統行事の保存・継承

- * だんじり祭などの伝統行事の保存・継承の支援や情報発信に努めます。
- * 市無形登録文化財である「土生鼓踊り（注2）」や、「葛城踊り（注3）」を次代に継承していくように支援します。

3 自然環境や景観との調和

- * 豊かな自然環境や景観との調和を図り、次代につながる取り組みを推進します。
- * 自然観察会など地域の自然に触れる取り組みの支援に努めます。
- * 歴史的まちなみの保全に努めます。

4 文化施設の整備・充実

- * 既存の施設が安全に、安心して利用できるための必要な整備に努めます。

5 イベントを活用した魅力あるまちづくり

- * 春に開催する「市民フェスティバル」や「灯りイベント」、春・秋の「どんちやか」など、イベントを通じた文化活動の推進に努めます。

6 伝統工芸品の価値発信、新産業の創出

- * 伝統工芸品である桐ダンスの周知や価値の発信に努めます。
- * 文化を活かした、新たな産業の創出に努めます。

7 芸術家の活動拠点の創出の検討

- * 芸術家が活動しやすい環境の整備に努めます。
- * アーティスト イン レジデンス（注4）など芸術家の活動拠点の創出について、短・中期の規模から研究・検討を進めます。

（注1）濱田耕作（号：青陵）（1881～1938）：岸和田藩の上級藩士であった濱田家の長男に生まれた耕作は、岸和田の私塾豫章館（よししょうかん）などで学んだのち、東京帝大史学科を卒業。その後、ヨーロッパ留学を経て京都帝大教授となり、大正5（1916）年には京都帝大に日本で初めての考古学講座を開き、科学的な日本考古学を確立した。彼の学問領域は国内にとどまらず、中国や朝鮮の発掘調査も指導し、また美術史・建築史・民俗学など多岐にわたった。主な著書に『通論考古学』『東洋美術史研究』『百済観音』などがある。

（注2）土生鼓踊り：市の無形文化財に指定されている。雨乞い踊りがその始まりといわれ、やぐらには太鼓とたるが据えられ、「ぶち」と呼ばれる短いばちを手に体を回転させたり反らせたりして交互に叩く姿は迫力満点である。

（注3）葛城踊り：大阪府の無形民俗文化財に指定されている。江戸時代には和泉葛城山頂に鎮座する八大竜王社の氏子である山麓の五か村（塔原〈とのはら〉・相川〈そうがわ〉・河合・蕎原〈そぶら〉・木積〈こつみ〉）が、降雨を神に祈願をしたり、感謝するために行った踊り。明治時代以後、数度断絶したが、昭和30年に塔原町で復興され、現在は毎年8月14日の夕方に弥勒寺境内で演じられている。

（注4）アーティスト・イン・レジデンス（Artist-in-residence program）：各種の芸術家に一定期間滞在してもらい、その地域に滞在しながら創造活動を行うこと。多くは、地域住民を対象としたワークショップや、創造活動の発表を行っている。最近では、豊岡市の城崎アートセンターの取り組みなど全国に事例がある。

基本目標Ⅳ 未来へつなぐ

本市では、多くの団体や市民によりさまざまな文化活動が行われており、この活動が本市の文化を支え、市民に文化を広げていく大きな役割を担っています。文化の振興を図り、未来へつないでいくには、文化活動に関心がある市民だけではなく、より多くの市民が文化に触れ、活動を行う環境づくりが必要となります。

文化の担い手を育成するには、文化活動への参加を促すなど積極的に施策の推進を図っていく必要があります。とりわけ、子どもたちを中心にしたさまざまな活動を推進し、その活動が継続できる環境の整備を図っていかなければなりません。また、市内で活動する芸術家や優れた技術を評価し、多くの市民に広めていくことも重要な要素となります。

本市には、文化を支える人材や文化施設を中心とした公共施設などの文化資源が多く存在しています。それらの文化資源が連携・協力を促進していく仕組みづくりを行っていく必要があります。また、文化に関する情報の収集や発信機能、情報共有体制を充実させるなど、文化活動を未来へつなげる施策を推進します。

1 文化の担い手の育成

- * 育成団体である「岸和田市少年少女合唱団」「岸和田市音楽団」「マドカドラマスクール」の活動を地域活動につなげるとともに、団員の確保について支援していきます。
- * 文化活動へより多くの市民が参加できる機会の充実と参加促進に努めます。

2 活動団体、個人の表彰制度の整備

- * 文化活動に対する表彰制度を見直し、特に若いアーティストへの表彰や、奨励賞の設置など、幅広い表彰制度の整備に努めます。

3 情報の収集、発信

- * 文化に関するイベント・事業などを周知するため、市内公共施設でのポスター掲示やチラシ配架などに努めます。
- * 文化活動の情報の集約とわかりやすい情報発信に努めます。
- * 市民や行政内での事業展開における相談機能の充実を努めます。
- * 文化施設における情報の共有化を図り、連携体制の充実を図ります。
- * 国や民間団体の助成などの情報の周知に努めます。

.....

4 文化振興基金の活用

- * 文化振興基金を活用した事業の展開の推進に努めます。
 - * 基金の役割などの周知を図り、原資の確保に努めます。
-

第 6 章

文化施設、公共施設

1. 文化施設の位置づけ

平成 24 年6月、国は「劇場及び音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という。）を施行しました。この法律の前文で、劇場や音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点と位置づけています。

また、この法律は、「文化芸術振興基本法」の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的としています。

地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めることと規定されています。

この法律の目的に基づき、浪切ホール、文化会館、自泉会館の公共文化施設3館の役割を整理し、連携した事業展開を推進します。

2. 浪切ホール、文化会館、自泉会館の役割

本市では、浪切ホール、文化会館、自泉会館の公共文化施設3館が、それぞれの施設の特性・機能・規模を最大限発揮し、また3館が相互に協力することで市全体の文化の振興を推進し、牽引していかねばなりません。

そのため、3館が担うべき役割を整理し、共通認識のもとで文化の振興を推進していきます。

また、これまでの鑑賞型を中心に展開されてきた文化事業を、創造や体験事業など、もっと文化に触れる機会を重点的に創出していくことで、豊かな地域社会の実現や魅力あるまちづくりを目指す必要があります。

このことから、3館での合同事業の取り組みなどで、地域の文化を創出する実演団体・実演者と連携するなど、新しい文化創造の場の提供を推進します。

(1) 浪切ホール

浪切ホールは、その規模や立地条件などから、文化活動の拠点施設として、また地域活性化の中核的な施設としての役割を担っています。特に、伝統芸能を含む優れた舞台芸術を地域住民に提供することや既存文化関連諸施設とのネットワークを推進し、新しい地域社会を創造する原動力となる「地域の文化力」を高める事業展開を図るとともに、商店街や各種施設との連携により、まちの魅力の向上や臨海部、岸和田駅、岸和田城周辺で結ばれたエリアの活性化を推進する重要な使命を担っています。

そのため、浪切ホール指定管理者において、各施設の機能を最大限活かすことはもちろんのこと、文化活動を通じて、周辺の商業施設、最寄駅、駅前商店街など地域のエリア全体の活性化を推進します。

①事業実施について

* 伝統芸能や音楽・舞踊等を中心にプロによる優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供に努めます。

- * 音楽や演劇、ダンスなどさまざまな形で市民が体験できる機会の提供に努めます。
- * 独自の舞台芸術を企画・創造し、地域からの文化づくりの推進に努めます。
- * 大ホール、小ホール、祭りの広場など施設の特色ある機能を活かし、地域や岸和田市の価値やステイタスを高める事業の実施に努めます。
- * 市域における市民や文化団体等の主体的な芸術文化活動を育成、支援に努めます。
- * 3館合同事業による市民参加や体験の機会を創出します。
- * 和歌山大学サテライトと連携し、地域の振興と活性化の貢献に努めます。

②運営・管理について

- * 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- * 誰もが気軽に利用でき、快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- * 利用者や地域住民が、安全に安心して利用できる施設環境と運営体制の整備に努めます。
- * 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりに努めるとともに、避難施設としての役割を果たします。

(2) 文化会館（マドカホール）

文化会館は、市の文化振興施策推進の拠点施設として、さまざまな行政施策と連携した文化事業の推進を図っていく役割を担っています。

また、地域住民の発表や創造の中核的な施設としての役割とともに、特に、子どもたちの活動を支え、鑑賞や体験の機会を充実させていくことが求められています。また、国際交流の推進や住民の交流の場の提供、障害者や高齢者の発表機会の充実にも努めていく必要があり、各施設の機能を最大限活かすことはもちろんのこと、市民や文化団体と連携協力し、地域文化の向上の推進に努めます。

①事業実施について

- * 子どもたちや親子を中心にした音楽や演劇、ダンスなどさまざまな形での体験機会や鑑賞機会の提供に努めます。
- * 育成団体である「岸和田市少年少女合唱団」「岸和田市音楽団」「マドカドラマスクール」の活動を支援し、輪を広げる事業展開に努めます。
- * 公募展である市展や地域で活動する市民や団体が参加するマドカ合唱祭の充実・発展に努めます。
- * 市民文化活動の場としての文化祭について、実行委員会の活動を支援し、事業の充実・発展に努めます。
- * 障害者・児のための作品展の開催を支援します。
- * 市内小中学校の音楽会や鑑賞事業、市内中学校におけるクラブ活動発表会などの子どもたちの文化事業の実施を支援します。
- * 庁内のさまざまな施策と連携し、文化活動を通じた子どもたちの健全育成や地域の魅力づくりに努めます。
- * 市民や文化団体等の主体的な芸術文化活動の支援、育成に努めます。
- * ワークショップや講座の開催など文化活動の普及に努めます。
- * 3館合同事業による市民参加や体験の機会を創出します。
- * 国際交流を通じた青少年の異文化交流や異文化理解に努めます。

②運営・管理について

- * 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- * 誰もが気軽に利用でき、快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- * 利用者や地域住民が、安全に安心して利用できる施設環境と運営体制の整備に努めます。
- * 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりに努めるとともに、避難施設としての役割を果たします。
- * 浪切ホール指定管理者及び自泉会館指定管理者に対し、適切な助言と指導を行います。

(3) 自泉会館

自泉会館は、国の登録有形文化財である建物を保存・継承していくとともに、音楽堂としてのホールの特性や小規模な展示場を活かし、市民が気軽に触れ合い、楽しめる身近なコンサートの開催や小規模な展覧会など、市民が身近に文化芸術に触れる機会を提供する役割を担っています。

また、近隣に岸和田城や国の名勝に指定された八陣の庭、民間施設である杉江能楽堂があるなど歴史・伝統を感じるエリアに位置し、地域の歴史や観光の一役を担うなど地域の魅力づくりにも期待されています。

さらに、自泉会館の持つ特性を活かした地域の民間ホールなどとの連携・協力や、文化活動を行う個人・団体の交流の拠点としての機能も果たすなど、市民文化活動の推進拠点としての機能の充実に努めます。

①事業実施について

- * 文化財としての価値を高める事業の実施に努めます。
- * 市民が財産として認識できる施設の周知に努めます。
- * クラシック音楽を学んでいるアマチュアの発表の場の提供に努めます。
- * さまざまなジャンルの音楽などのプロによる優れた舞台芸術を市民が身近に鑑賞する機会を提供します。
- * 市民のもつノウハウを活かした事業の推進に努めます。
- * 文化活動を行う市民や団体の交流の場としての活用の促進に努めます。
- * 若手芸術家の発表や展覧会の開催を推進します。
- * 地域の魅力づくりに努めます。

②運営・管理について

- * 文化財である館の保存・継承に努めます。
- * 施設の貸館利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に努めます。
- * 利用者が快適な時間を過ごせる場の提供に努めます。
- * 地震・風水害等緊急時における利用者の安全確保の体制づくりに努めます。

3. 公共施設の活用

公民館、図書館、自然資料館などの生涯学習機能の充実により、子どもたちや親子、青少年等、多くの市民が文化活動に触れる機会の充実に努めます。

また、公共施設の設置目的に反しない範囲において、市民や文化団体が主体的に行う創造活動、発表活動などの提供の機会の拡充に努めます。

第 7 章

評価・進行管理

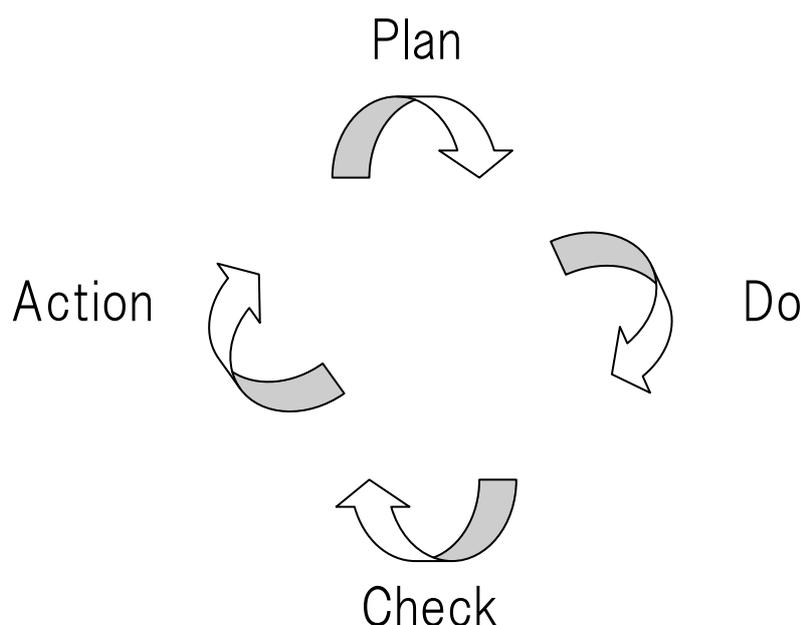
1. 計画の評価

プランの実現を図るためには、プランの進捗状況を把握することが必要です。

このことから、岸和田市文化振興条例においても検証及び評価を行い、その検証結果について、必要に応じてプランの変更や他の措置を講じるように努めなければならないとされています。計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）といったプランの進行管理のためのPDCAサイクルを実行していく必要があります。

プランの進捗状況については、市民の視点を踏まえながら、市が中心となって把握することとし、その結果を文化振興審議会に報告し、今後の取り組みについて審議いただくこととします。

また、市民意見や市民意識の把握に努めるため、必要に応じて、文化活動を行っている市民や団体から意見聴取を行うほか、市民意識調査や文化活動の現場の課題の把握に努めるものとします。



2. 文化振興審議会

文化振興審議会とは、本市の文化振興における状況や課題について、意見を述べる場として市長が設置する附属機関です。文化団体や文化活動の専門家、また公募で選ばれた市民が参加する機関として、これからの文化振興の在り方について議論する役割を担っています。

審議会は、年数回程度開催し、プランの進捗状況の点検や方向性の確認を行います。

また、プランの見直しなどが必要となった場合においては、当審議会に諮るものとします。

3. 庁内文化振興連絡会議の設置

文化振興がまちづくりに大きな役割を果たすことを踏まえ、行政内部において主務担当課を中心に庁内の幅広い関係課との連携体制を構築し、協力・連携しながら本プランの推進を図ります。

会議においては、文化振興の状況確認やさまざまな施策への文化視点の導入や事業連携の在り方等について、議論し、さまざまな分野での文化振興の取り組みを推進していくものとします。

4. 浪切ホール・自泉会館指定管理者との連携・協力

市民に文化活動の場の提供や、文化鑑賞の機会の提供といった現場レベルでの実務を担う団体として、市と密に連携を図りながら、ともに文化振興に向けた活動を推進します。また、館の役割を踏まえた評価指標の導入を図るとともに、定期的に指定管理者と、事業の在り方や方向性についての協議を行います。

5. 数値目標の設定

岸和田市まちづくりビジョンに示された下記の数値目標に基づくものとし、目標値の達成はもちろん、目標値を超える事業の取り組みを推進します。

また、プランの進捗に合わせて、公共の文化施設の特性に応じた活動指標を設定し、事業の推進に努めるものとします。

指標名	現状値	目指そう値
この1年間に芸術・文化活動(コンサートや演劇などの鑑賞を含む。)を行ったことがある市民の割合	41.5% (H26)	43.1% (H30)
市民一人あたりの文化施設*(会議系諸室を除く。)年間利用回数	3.1回 (H25)	3.1回 (H29)

* 浪切ホール・文化会館(マドカホール)・自泉会館を指す。

第 8 章

資 料

- 1) 文化芸術振興基本法（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）
- 2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年六月二十七日法律第四十九号）
- 3) 大阪府文化振興条例（平成17年4月1日施行）
- 4) 岸和田市文化振興条例（平成25年3月26日条例第6号）
- 5) 岸和田市文化振興審議会規則（平成15年3月14日規則第12号）
- 6) 岸和田市文化振興計画策定庁内連絡会議等設置規程
- 7) 岸和田市文化振興計画懇話会開催要領
- 8) 文化施設概要（浪切ホール、文化会館、自泉会館）
- 9) 第9期岸和田市文化振興審議会名簿
- 10) 計画の策定経過

1) 文化芸術振興基本法（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外

の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮し

た上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附則抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年六月二十七日法律第四十九号)

前文

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 基本的施策(第十条—第十六条)

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要

がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもつて実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよ

う努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
 - 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3) 大阪府文化振興条例（平成 17 年 4 月 1 日施行）

（目次）

前文

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 文化振興計画（第六条）

第三章 大阪府市文化振興会議への諮問等（第七条・第八条）

第四章 文化の振興に関する施策（第九条—第二十七条）

附則

文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり、責務である。

大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りとしてきた。

少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴い、社会の構造が大きく変化している中で、人々の個性、心の豊かさ、人と人とのきずなやお互いの人権を大切にする地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。

このためには、文化の力により、人々の感性や表現力を高め、社会参加や交流を促すとともに、創造力豊かな人材を育成していかなければならない。

さらに、まちを魅力的でにぎわいのあるものとするために、新たな文化や産業が次々と生まれるような創造的活動が活発に行われる土壌づくりを行うとともに、世界に向けての情報の発信力を持たなければならない。

ここに、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることに鑑み、文化の振興に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主

的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることに鑑み、これらの人々の活動を支援するとともに、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。

- 4 文化の振興に当たっては、過去から培われてきた大阪の文化が、府民の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、大阪の歴史及び伝統についての理解を深めるとともに、国内外の多様な文化及び人々の価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者並びに観光旅客等の幅広い意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 7 文化の振興に当たっては、大阪の文化が関西における各地域の文化とともに発展してきた歴史及び地理的条件を踏まえ、当該地域の他の地方公共団体との連携が図られなければならない。
(府の責務)

第三条 府は、文化の振興に関する施策を策定し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。

2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(府民の役割)

第四条 府民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第二章 文化振興計画

(計画の策定)

第六条 知事は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、文化振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

第三章 大阪府市文化振興会議への諮問等

(大阪府市文化振興会議への諮問)

第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に関して、大阪府市文化振興会議に諮問し、その意見を聴かななければならない。

- 一 文化振興計画の策定及び変更に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な施策に関すること。

(府民等の意見の施策等への反映)

第八条 知事は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等の意見を文化の振興に関する施策の策定等又は事業の実施等に反映させるため必要があるときは、これらの者に対して、当該施

策の策定等又は事業の実施等への参加及びこれらに関する意見を求めることができる。

第四章 文化の振興に関する施策

(芸術の振興)

第九条 府は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能の保存等)

第十条 府は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能の保存、継承及び発展が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(上方演芸の保存及び振興)

第十一条 府は、上方演芸（大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸をいう。）の保存及び振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化等の振興)

第十二条 府は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、地域文化（祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化をいう。）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化の振興)

第十三条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることに鑑み、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学術文化の振興)

第十四条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことに鑑み、学術の研究の振興に努めるものとする。

(文化財の保存等)

第十五条 府は、有形又は無形の文化財が適切に保存され、継承され、及び活用されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市の景観等の活用等)

第十六条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことに鑑み、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(府民等の文化活動の充実)

第十七条 府は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等が文化を鑑賞し、これを体験し、又はこれを創造する活動に参加する機会及び場の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十八条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、文化に親しみ、自主的な活動が活発に行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化活動の充実)

第十九条 府は、子どもが行う文化活動の充実を図るため、その心身の発達に応じた文化活動を行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育等における文化活動の促進)

第二十条 府は、学校教育、生涯学習その他の学習の機会における文化活動を通じて、府民が文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むことができるよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第二十一条 府は、文化活動を担う人材及び団体の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体による文化支援活動との連携等)

第二十二条 府は、民間企業、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体による文化に対する支援活動との連携及び当該活動に対する支援に努めるものとする。

(文化の創造等に資する産業との連携)

第二十三条 府は、映像に係る産業、音楽に係る産業、放送業、出版業その他文化の創造等に資する産業との連携により文化の振興に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第二十四条 府は、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の文化活動の推進に資するため、文化に関する情報を収集し、これを提供するように努めるものとする。

(観光旅客等の来訪及び文化交流の促進)

第二十五条 府は、国内外の地域からの観光旅客等の来訪及びこれらの地域との間の文化交流を促進するため、大阪における文化活動及び文化資源に関する情報を国内外に向けて発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰の実施)

第二十六条 府は、文化活動で顕著な成果を収めた者又は文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 府は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第一号の表大阪府男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。
大阪府文化振興会議 大阪府文化振興条例(平成十七年大阪府条例第十号)第七条各号に掲げる事項についての調査審議に関する事務

附 則(平成二五年条例第一八号)抄

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は平成二十五年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

4) 岸和田市文化振興条例（平成25年3月26日条例第6号）

私たちのまち岸和田は、海から山まで四季折々の美しく豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある城下町として栄えてきました。

勇壮で優美なだんじり祭をはじめ、地域に根ざした伝統行事は、市民一人ひとりを結束させ、今日まで引き継がれ、また、市民自らが主体となって活発に文化を創り、育んできました。

私たちは、これらの誇るべき文化を先人から継承し、将来に向けてさらに発展させていかなければなりません。

文化は、すべての人々が生きる喜びを感じ、心豊かな生活を送る上で不可欠なものです。とりわけ、次代を担う子どもたちが感性を磨き、生きる力を育てていくために重要な役割を果たします。また、文化は人々の相互理解と尊重、交流を促進し、様々な分野で波及効果を生み出すとともに、新たな創造を生み、地域社会を活性化させます。

社会情勢が変化していく中、人と人とのつながりの大切さや、文化の意義を次代へ引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な責務です。市民と市が連携し、誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における文化の振興に関し、その基本原則を定めるとともに、市、市民及び団体の役割を明らかにすることにより、文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創造に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とする文化芸術をいう。
- (2) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内で文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う人をいう。
- (3) 団体 市内で文化活動、企業活動等の事業活動を行う法人その他の団体をいう。

（基本原則）

第3条 文化の振興に当たり、市、市民及び団体が留意すべき基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 市民一人一人の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (2) 文化を創造し、享受し、参加することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化を身近なものとして感じられるよう環境の整備を図ること。
- (3) 文化の多様性を尊重するとともに、その他の分野との関係において連携を図ること。
- (4) 地域に根ざした文化を市民の財産として育み、次代に引き継ぐこと。
- (5) 文化を担う人材の発掘及び育成を図ること。

（市の役割）

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策の実施に当たり、市民及び団体との協力及び連携を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが文化を担う主体として、文化活動を行うよう努めるものとする。

2 市民は、自らが文化活動を行う場合にあっては、当該文化活動を通じ、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の役割)

第6条 団体は、広く市民の文化活動を支援するよう努めるものとする。

2 団体は、自らが文化活動を展開する場合にあっては、当該文化活動を通じ、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 団体は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(文化振興計画)

第7条 市長は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化振興計画(以下「振興計画」という。)を策定する。

2 市長は、振興計画を策定するに当たっては、産業、観光、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮しなければならない。

3 市長は、振興計画の策定に当たっては、別に条例で設置する岸和田市文化振興審議会の意見を聴くとともに、市民及び団体から意見を聴取するものとする。

4 市長は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、振興計画の適切な実施を図るため、必要に応じ、その検証及び評価を行うよう努めなければならない。

6 市長は、前項の検証及び評価の結果、必要に応じ、振興計画の変更その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、振興計画の変更について準用する。

(文化活動の機会の充実)

第8条 市は、市民及び団体が文化に対する関心及び理解を深めることができるよう、文化を創造し、発表し、又は鑑賞する機会の充実に努めるものとする。

(文化施設の整備及び公共施設の活用)

第9条 市は、文化施設の整備及び文化活動の支援を目的とした既存の公共施設の活用を図るよう努めるものとする。

(文化財及び景観への理解)

第10条 市は、市民及び団体が文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。)に親しむことができる機会の充実に図り、文化財に対する理解の促進に努めるものとする。

2 市は、市民及び団体の地域の自然環境及び歴史的景観との調和のとれた景観の形成に対する理解の促進に努めるものとする。

(専門家、研究者等との交流及び連携)

第11条 市は、文化の向上を図るため、文化に関する専門家、研究者等との交流及び連携に努めるものとする。

(子どもの文化活動の充実)

第12条 市は、次代を担う子どもが行う文化活動の充実に図るため、子どものそれぞれの心身の発達状況に応じ、文化を鑑賞、体験又は創造することができるよう、福祉、教育等関係団

体との連携に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第13条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、自主的な活動が活発に行えるよう環境の整備に努めるものとする。

(生涯学習活動との連携)

第14条 市は、市民が文化に対する理解を深めることができるよう、生涯学習活動を行う市民及び団体との連携に努めるものとする。

(情報の収集と提供)

第15条 市は、市民及び団体の文化活動の促進に資するため、文化に関する情報の収集を図るとともに、これを提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、振興計画に基づく施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第17条 市長は、文化の振興に関し特に功績のあった者又は団体を表彰することができる。

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

5) 岸和田市文化振興審議会規則 (平成15年3月14日規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例(平成15年条例第1号。以下「条例」という。)

第4条の規定に基づき、岸和田市文化振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 芸術・文化活動を行う団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 岸和田市情報公開条例(平成12年条例第9号)第8条に規定する情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

6) 岸和田市文化振興計画策定庁内連絡会議等設置規程

(設置)

第1条 岸和田市文化振興条例(平成25年条例第6号)第7条第1項の規定に基づく文化振興計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、同条第2項の規定により産業、観光、教育、福祉その他の分野における施策との連携を図りつつ、計画の方向性について検討するため、岸和田市文化振興計画策定庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 本市の文化振興の施策に係る現状把握及び課題分析に関すること。

(2) 計画に関する基本的な方向性の検討に関すること。

(3) その他計画の策定に関し市長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、企画調整部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市民生活部長、保健福祉部長、児童福祉部長、産業振興部長、学校教育部長及び生涯学習

部長

- (2) 文化国際課長、自治振興課長、人権推進課長、福祉政策課長、障害者支援課長、保育課長、観光課長、学校教育課長、生涯学習課長、郷土文化室長及び図書館長

(会長)

第4条 会長は、連絡会議を統括する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(連絡会議の会議)

第5条 連絡会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係機関の職員、学識経験者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くものとする。

(作業部会)

第6条 連絡会議において必要と認められた事項を調査及び検討させるため、岸和田市文化振興計画策定庁内作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会は、部会長及び実務担当者をもって組織する。

- 3 部会長は、文化国際課長をもって充てる。

- 4 実務担当者は、第3条第3項第2号に掲げる課長等が当該課等に所属する職員のうちから推薦する者をもって充てる。

- 5 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(事務局)

第7条 連絡会議及び作業部会の事務局は、企画調整部文化国際課に置く。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、連絡会議及び作業部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この庁達は、平成26年3月1日から施行する。

7) 岸和田市文化振興計画懇話会開催要領

(開催)

第1条 市長は、文化振興条例に示された岸和田市文化振興計画に関する検討を行うに際し、今後の岸和田市の文化振興の方向性について市民の視点からの意見を聴取するため、岸和田市文化振興計画懇話会（以下、「懇話会」という。）を開催する。

(議題)

第2条 懇話会において求める意見は、次のとおりとする。

- (1) 岸和田市の文化の現状に関すること
- (2) 岸和田市の文化振興計画のあり方に関すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(開催期間)

第3条 懇話会は、平成25年11月1日から平成27年3月31日の間において開催する。

(参加者)

第4条 懇話会に参加する市民文化団体等の代表者及び市民は、事前に届出なければならない。
なお、届出を受付する期間は市長が別に定めるものとする。

(会議)

第5条 懇話会は、市長が主宰し、文化国際課職員が議事を進行する。

2 市長は、懇話会に文化芸術等に関して学識経験を有する者又は関係者の参加を要請することができる。

(意見のとりまとめ)

第6条 市長は、懇話会で表明された意見について、その内容をとりまとめ、岸和田市文化振興計画を検討する際にその内容を参考にするものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画調整部文化国際課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

8)文化施設概要

①浪切ホール

平成 14 年、市民会館の代替施設として、市内最大の総合文化施設として整備された。1552 席の大ホールをはじめ、祭りの広場、交流ホール、特別会議室など、多くの人に参加でき、かつ多様な要望に応えることができる設備を備えている。また、288 席の小ホール、練習室・スタジオ、会議室・研修室・和室など、日常の文化活動を支援する設備も備えている。大ホール内の意匠は日本の伝統芸能の公演にふさわしい空間を備えており、本花道、わき花道を備えている公立ホールは全国でもめずらしい。

②文化会館(マドカホール)

文化会館は、市制施行 60 周年記念事業のメイン事業として建設され、昭和 59 年 5 月 15 日に開館。建設にあたり「市民の声を聞く会」の場を 2 回設け、各ジャンルの文化関係者のべ 80 人から意見を聞くなど、市民意見を反映した会館として建設された。その後市民による「文化会館等運営委員会」が結成され、平成 14 年の浪切ホールの開館まで、その運営委員会の意見を得つつ事業展開を行った。501 席のホールは、中期規模のホールとして、舞台の奥行きと客席の奥行きがほぼ同じ長さであり、どの席からも舞台が見やすい構造になっている。現在も市民の文化活動の成果を発表する催しや講演会広く使用されている。

展示場は、400 平方メートルあり、天井高は 3 メートルある。泉州地域のなかで、この規模をもつ美術作品を専用とした会場はここだけである。その他、日常の稽古のほか、小規模のパフォーマンスを発表できるリハーサル室や会議に使用できる部屋などがある。

③自泉会館

自泉会館は昭和初期に建設され、平成 9 年に国の登録有形文化財となっている。寺田財閥の社交場として華やかな時代もあったが、戦中は金属供出されたことにより、当時のそのままの姿ではない。しかしながら、当時の最新設備を導入し、種々にちりばめられた装飾などから高い価値をもつ。設計は、関西建築界の草分けである渡辺 節氏が行い、彼の作品としては小規模なものにあたる。大阪市にある国の重要文化財「綿業会館」と同じモチーフが各所に使われている。

昭和 57 年、市制施行 70 周年記念事業のひとつとして市立自泉会館がホールとギャラリー機能をもつ展示室を備えた文化施設として再整備された。ホールは 120 席と小規模であるが、吹き抜けが優れた音響効果となり、特にクラシック音楽コンサートに最適なホールである。展示室は、126 平方メートルの小規模のギャラリーとして、個展やグループ展などに適している。

9) 第9期岸和田市文化振興審議会名簿

役職	氏名	所属
会 長	木津川 計	「上方芸能」発行人
副会長	金森 重裕	大阪文化団体連合会参与
委 員	長田 寛康	大阪経済大学教授
	川崎 純子	公募委員
	黒石 純吉	岸和田市町会連合会 (平成26年7月30日まで)
	新谷 茂樹	合唱指導
	塚本 敬子	岸和田市少年少女合唱団
	肥田 貞子	岸和田市文化協会
	藤田 保平	岸和田文化連絡協議会
	藤原 加津江	公募委員
	松本 則子	岸和田文化事業協会
	吉野 富博	岸和田市町会連合会 (平成26年7月31日から)

(50音順・敬称略)

10) 計画の策定経過

■岸和田市文化振興計画懇話会

日 時		内容・テーマ
第1回	平成26年 1月29日	岸和田市の文化行政・文化振興条例について 文化振興計画について アンケート調査について 意見交換
第2回	平成26年 2月22日	市が実施している文化活動に関する調査結果について 連携・協力について
第3回	平成26年 3月22日	文化財に関する取組みについて 景観について
第4回	平成26年 4月22日	高齢者・障害者等への対応について 生涯学習との関係について
第5回	平成26年 5月30日	子どもの文化活動について 担い手の育成について
第6回	平成26年 6月26日	文化に関する専門家等との連携について 生涯学習との連携について
第7回	平成27年 3月7日	文化・花・咲かそう推進プランー岸和田市文化振興計画ー素案について

■岸和田市文化振興計画策定庁内連絡会議

日 時		内容・テーマ
第1回	平成26年 3月6日	文化振興計画策定について 各課における文化活動に関する調査結果について 庁内作業部会の構成・実務担当者の選出について
第2回	平成26年 11月13日	文化振興計画策定について 文化に関するアンケート結果 懇話会・作業部会の意見 プランの構成(案)について
第3回	平成27年 4月23日	文化・花・咲かそう推進プランー岸和田市文化振興計画ー素案について

■岸和田市文化振興計画策定庁内作業部会

日 時		内容・テーマ
第1回	平成26年 3月26日	文化振興計画策定について 文化振興計画庁内連絡会の概要 文化振興計画懇話会からの意見
第2回	平成26年 5月13日	文化に関するアンケート結果について 文化振興計画懇話会からの意見

日 時		内容・テーマ
第3回	平成26年 6月11日	文化財・景観について 高齢者・障害者等への対応について
第4回	平成26年 7月29日	担い手の育成 文化に関する専門家等との連携について
第5回	平成26年 8月20日	生涯学習との連携について 子どもの文化活動について
第6回	平成26年 9月26日	文化振興計画（案）の構成について
第7回	平成27年 3月18日	文化 花 咲かそう推進プランー岸和田市文化振興計画ー素案について

■第9期岸和田市文化振興審議会

日 時		内容・テーマ
第1回	平成25年 10月3日	委嘱式・正副委員長選出・審議会概要等 文化振興計画について 文化に関するアンケート（案）について
第2回	平成26年 3月20日	文化に関するアンケート結果報告について 文化振興計画懇話会・庁内組織について
第3回	平成26年 7月31日	新委員委嘱式 文化振興計画・振興事業について
第4回	平成27年 1月29日	文化 花 咲かそう推進プランー岸和田市文化振興計画ー素案について 文化振興計画・振興事業について
第5回	平成27年 8月20日	文化 花 咲かそう推進プランー岸和田市文化振興計画ー案について 文化振興計画・振興事業について

■パブリック・コメントの実施

実施期間 平成27年6月10日から平成27年7月11日

文化 花 咲かそう推進プラン

—岸和田市文化振興計画—

発行年月：平成 27 年 9 月

発 行：岸和田市企画調整部文化国際課

〒596-0004 岸和田市荒木町 1-17-1

岸和田市立文化会館内

TEL 072-443-3800/FAX 072-443-4627

イラスト：(C) 新保 由美子